

農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令（仮称）（案）の意見・情報の募集の結果について

令和4年12月

内閣府経済安全保障推進室
農林水産省農産局技術普及課

- 1 今般、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）の規定に基づき、内閣府及び農林水産省は、内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令（以下「命令」という。）を作成することとし、その概要（案）を令和4年11月24日に公表し、同年12月8日を期限として、広く意見を募集したところです。
- 2 今回の意見募集では、命令の概要（案）に対しては意見等の提出はありませんでした。